

多摩リハビリテーション学院専門学校 学則

第1章 総 則

(目的)

第1条 本学は、学校教育法、理学療法士及び作業療法士法、言語聴覚士法、社会福祉士及び介護福祉士法に基づき、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護福祉士になろうとする者に対して必要な知識及び技術を修得させ、併せて医療・福祉従事者としての人格の涵養に努め、社会に貢献できる有能な人材を育成することを目的とする。

(名称)

第2条 本学は、多摩リハビリテーション学院専門学校という。

(位置)

第3条 本学は、東京都青梅市根ヶ布1丁目642-1に置く。

(学校評価)

第4条 本学は、その教育の一層の充実を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら点検及び評価(以下「自己評価」という。)を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は、自己評価結果を踏まえ、本学の関係者等による評価(以下「学校関係者評価」という。)を行い、その結果を教育活動等に活用するとともに公表するものとする。

3 前2項に定める自己評価及び学校関係者評価の実施並びに結果

の公表について必要な事項は、別に定める。

第2章 課程、学科、修業年限、定員並びに休業日

(課程、学科、修業年限、定員及び学級数)

第5条 本学の課程、学科、修業年限、定員及び学級数は次の表のとおりとする。

課程	学科	区分	修業年限	入学定員	総定員	学級数	備考
医療専門課程	作業療法学科	昼間部	3年	40名	120名	3クラス	
	理学療法学科	昼間部	3年	40名	120名	3クラス	
	言語聴覚学科	昼間部	2年	40名	80名	2クラス	言語聴覚士法第33条第5号
社会福祉課程	介護福祉学科	昼間部	2年	40名	80名	2クラス	

(在学年限)

第6条 学生の在学年限は、作業療法学科及び理学療法学科は6年、言語聴覚学科及び介護福祉学科は4年を超えることができない。

(学年及び学期の終始期)

第7条 本学の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学期は次のとおりとする。

前期 4月1日 から 9月30日まで

後期 10月1日 から 3月31日まで

(休業日)

第8条 本学の休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する祝祭日

(3) 本学の創立記念日 10月31日

(4) 夏季休業日 別に定める。

(5) 冬季休業日 別に定める。

(6) 春季休業日 別に定める。

2 学院長は、教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情がある場合、前項の休業日に授業を行い、若しくは臨時に休業日を定めることができる。

3 非常変災、その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第3章 入学、転入学、編入学、休学、復学、退学、再入学 (入学の時期)

第9条 本学の入学の時期は、毎年4月1日とする。

(入学資格)

第10条 本学の入学資格は、次のとおりとする。

2 作業療法学科、理学療法学科、介護福祉学科

(1) 高等学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者

(2) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(3) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有する者として指定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(4) 文部科学大臣の指定した者

(5) 大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者

(6) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)により、文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者

(7) 修業年限が3年の専修学校の高等課程を修了した者

(8) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、専修学校において、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められた者

(9) その他専修学校において、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められた者

3 言語聴覚学科

学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は同等の学力を有する者。

(入学志願手続)

第11条 前条の入学資格をもち本学に入学を志願する者は、本学所定の期日までに、所定の書式により入学願書、別に定める書類及び入学検定料を添えて本学あてに提出しなければならない。

(入学試験)

第12条 入学の選考方法は次のとおりとする。

(1) 推薦入学試験

- ①書類審査
- ②人物考査（面接）

(2) 総合型選抜入学試験

- ①書類審査
- ②人物考査（面接）

(3) 特別入学試験 *試験区分により

- ①書類審査
- ②人物考査（面接）

(4) 留学生入学試験

- ①書類審査
- ②学力考査（作文）
- ③人物考査（面接）

2 本学への入学は教員会議の議を経て学院長が決定する。

(入学手続及び入学許可)

第13条 入学を許可された者は、本学が指定する書類及び第30

条に定める入学金、その他の学納金を添えて所定の期日までに、入学の手続きをとらなければならない。

(1) 住民票記載事項の証明書

(2) 入学志願手続で卒業見込証明書を提出した者はその卒業証明書

2 学院長は、前項の入学手続を完了した者に対し入学を許可する。

3 学院長は、入学を許可された者であっても、次の各号の1に該当する者について入学を取り消すことができる。

(1) 入学願書その他の提出書類に虚偽の記載があったとき

(2) 入学式に無連絡で欠席した者

(保証人)

第14条 保証人は独立の生計を営む成年者でなければならない。

2 保証人は保証する学生の就学目的達成の為に、その誓約履行に関して責任を負わなければならない。

3 保証人が死亡、その他の理由で変更した場合は、新たな保証人を選定し、直ちに誓約書を提出しなければならない。

4 保証人が氏名を改め、または転居した場合には直ちにその旨を届け出なければならない。

(転入学・編入学)

第15条 本学に転入学・編入学を希望する者に対し、定員に欠員がある場合に限り、選考のうえ、教員会議の議を経て学院長が決定する。

2 転入学・編入学の対象となる者は、本学にある同一課程の学校(養成施設(所))に在学する者で、本学の教育課程の進度と同程度と判断できるケースに限るものとする。

3 転入学・編入学について第9条から第14条までの条項について適用する。

(休学及び退学)

第16条 学生が疾病その他やむを得ない事情により休学しようとするときは、その理由を明記の上、保証人と連署にて学科長または学科主任に申し出、学院長の許可を得なければならない。

2 学生が疾病その他やむを得ない事情により退学しようとするときは、その理由を明記の上、保証人と連署にて学科長または学科主任に申し出、学院長の許可を得なければならない。

(休学の期間)

第17条 病気、その他やむを得ない事情により、引き続き3ヶ月以上修学不能だと学科長または学科主任に申し出て（傷病の場合診断書を添付）、教員会議の議を経て学院長が許可した場合、休学を認める。

2 休学期間は、当該年度末までとする。

3 休学は、在学中に通算して2回までとする。

4 休学の期間は、第6条の在学年限に算入しない。

(復学)

第18条 休学の期間において休学の事由がなくなったときは、復学願いを学科長または学科主任に提出し、教員会議の議を経て学院長の許可を受け復学することができる。

但し、休学理由が傷病による場合は医師の診断書を添付しなければならない。

2 復学の時期は年度始めとし、年度途中は認められない。また、休学当時の原学年に復学することとする。

(退学)

第19条 退学を希望する者は、その事由を記した退学願いに保証人と連署のうえ学科長または学科主任に提出し、学院長の許可を受けなければならない。

2 退学者及び除籍者の授業料については実施細則第5章第11条に準ずるものとする。

(再入学)

第20条 本学を退学した者又は除籍された者が退学又は除籍後2年以内に再入学を願い出たときは、欠員のある場合に限り教員会議の議を経て学院長の許可を受け、相当年次に再入学することができる。

(科目等履修生)

第21条 第5条に掲げる定員に欠員がある場合に限り、学院長は科目等履修生を許可することができる。

第4章 教育課程、履修方法、課程修了の認定等

(教育課程)

第22条 本学の教育課程は次のとおりとし、学科ごとに別表に定める。

- (1)作業療法学科：別表1-1
- (2)理学療法学科：別表1-2
- (3)言語聴覚学科：別表1-3
- (4)介護福祉学科：別表1-4

(履修方法)

第23条 作業療法学科の学生は、3年以上在学し、理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則第3条第1項第2号の規定により、別表1-1の授業科目を履修しなければならない。

2 理学療法学科の学生は、3年以上在学し、理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則第2条第1項第3号の規定により、別表1-2の授業科目を履修しなければならない。

3 言語聴覚学科の学生は、2年以上在学し、言語聴覚士学校養成

所指定規則第4条第2項第3号の規定により、別表1－3の授業科目を履修しなければならない。

4 介護福祉学科の学生は、2年以上在学し、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第5条第3項の規定により、別表1－4の授業科目を履修しなければならない。

(入学前の既修得単位の認定等)

第24条 教育上有益と認めるときは、理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則別表第1、第2又は言語聴覚士学校養成所指定規則別表第2又は社会福祉士介護福祉士学校指定規則別表第4において規定する大学等又は学校若しくは指定されている養成施設(所)等において既に修得した授業科目の単位を、本人からの申請に基づき個々の学習内容を評価し、本学における教育内容に相当すると教員会議の議を経て学院長が認めた場合には、専修学校設置基準第11条から第13条に規定する範囲内で、本学に入学した後、本学における授業科目履修により単位を修得したものとみなすことができる。

2 既修得単位の認定については、別に定める。

(単位の計算基準)

第25条 単位の計算は、次の基準による。

(1) 講義については15時間、演習については30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実習及び実技については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。

(3) 臨床実習及び介護実習については、作業療法学科及び理学療法学科については45時間の授業をもって1単位とし、言語聴覚学科及び介護福祉学科については40時間の授業をもって1単位とする。

(始業及び終業の時刻)

第26条 本学の始業及び終業の時刻は、次の表のとおりとする。

課程	学科	始業時間	終業時刻
医療専門課程	作業療法学科	午前9時30分	午後4時30分
	理学療法学科		
	言語聴覚学科		
社会福祉課程	介護福祉学科		

(単位の認定及び成績評価)

第27条 授業科目の単位の認定は、講義については学力考査及び平素の学習成績により行い、実習については実習報告及び平素の実習成績に基づき総合評価して合格した者に与える。

2 成績評価は、100点満点として90点以上をS、89点から80点をA、79点から70点をB、69点から60点をC、59点以下をDとし、S、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする。また、単位認定された科目をNとする。

3 学則に定める授業科目の時間数の3分の2以上の出席がない場合には、定期試験の受験資格を失い単位の認定をしない。

4 臨床実習は学則に定める時間数の5分の4以上の出席がない場合には、単位の認定をしない。

5 第2項で不合格の者は、次年度に再履修授業を受けずに単位認定試験を受けることができる。

6 第3項並びに第4項に該当する者は、留年し、当該授業科目を再履修しなければならない。

7 履修方法、学力考査及び再履修に関し必要な事項は、別に定める。

(課程修了の認定)

第28条 課程修了の認定は、第23条に規定する履修方法により、第22条に規定する授業科目の単位を修得した者について、教員会議の議を経て行う。

第5章 卒業認定

(卒業認定)

第29条 作業療法学科、理学療法学科は3年以上在学、言語聴覚学科、介護福祉学科は2年以上在学し、第28条による単位認定された者について、教員会議の議を経て学院長が卒業を認定する。

2 前項により卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

3 前項により卒業を認定された者は、次の国家試験の受験資格が与えられる。

(1)作業療法学科：作業療法士国家試験受験資格

(2)理学療法学科：理学療法士国家試験受験資格

(3)言語聴覚学科：言語聴覚士国家試験受験資格

(4)介護福祉学科：介護福祉士国家試験受験資格

第6章 入学金及び授業料等

(入学金及び授業料等の金額)

第30条 検定料、入学金及び授業料等は以下のとおりとする。

学科	作業療法学科	理学療法学科	言語聴覚学科	介護福祉学科
課程	3年課程	3年課程	2年課程	2年課程
検定料	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円
入学金	450,000円	450,000円	200,000円	200,000円
授業料(前期)	400,000円	400,000円	300,000円	200,000円
授業料(後期)	400,000円	400,000円	300,000円	200,000円
施設設備費	225,000円	225,000円	225,000円	225,000円
施設維持費	325,000円	325,000円	325,000円	225,000円
実習費				50,000円
合計	1,800,000円	1,800,000円	1,350,000円	1,100,000円
2年間計・3年間計	4,500,000円	4,500,000円	2,500,000円	2,000,000円

2 諸費用については、別途徴収する。

(入学金及び授業料等の納入)

第31条 前条に規定する入学金及び授業料等は、それぞれ学生募

集要項に定める期日までに納入しなければならない。

- 2 入学金及び授業料等を納めない者は、入学の許可を取り消す。
- 3 前条の入学金及び授業料等以外は、徴収しない。

(入学金及び授業料等の返還)

第32条 入学を許可され、入学年度初日の前日までに、文書により入学辞退を申し出た者については、入学金を除く授業料等を返還する。

- 2 その他、納付金に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 教職員組織及び教員会議

(教職員組織)

第33条 本学に次の教職員を置く。

- | | |
|----------|----|
| (1) 学院長 | 1名 |
| (2) 副学院長 | 1名 |
| (3) 教務部長 | 1名 |

作業療法学科・理学療法学科は、

- | | |
|----------------------------|----|
| (4)-1 基幹教員 (学科長、主任、副主任含む。) | 6名 |
|----------------------------|----|

言語聴覚学科・介護福祉学科は、

- | | |
|----------------------------|------|
| (4)-2 基幹教員 (学科長、主任、副主任含む。) | 4名 |
| (5) 非常勤講師 | 若干名 |
| (6) 事務職員 | 1名以上 |

- 2 学院長は学校を代表し、校務をつかさどり所属職員を監督する。
- 3 副学院長は学院長を補佐し、学院長に事故があるときは、その職務を代行する。

(教員会議)

第34条 教員会議は、学院長、副学院長、教務部長、学科長、学科主任及び学院長が指名する基幹教員をもって組織する。

- 2 教員会議は学院長が議長となり、次の事項について協議する。

- (1) 学生の教育に関する事項
- (2) 学習の評価に関する事項
- (3) 学術研究に関する事項
- (4) 学生の補導及び厚生に関する事項
- (5) 学則の改廃に関する事項
- (6) その他の必要と認める事項

第 8 章 賞罰

(表彰)

第 3 5 条 学生として品行方正で学業成績優秀な者、その他特に善行があつて表彰に値する行為があつたときは、教員会議の議を経て学院長がこれを表彰する。

(懲戒)

第 3 6 条 学生が、本学則又は学院長が定める規則に違反し、その他学生の本分に反する行為があつたときは、教員会議の議を経て学院長がこれを懲戒する。

2 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の 1 に該当する学生に対して行う。

- (1) 性行不良にして改善の見込がないと認められる者
- (2) 学業劣等で成業の見込がないと認められる者
- (3) 正当の理由がなく出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

(除籍)

第 3 7 条 次の各号の 1 に該当する学生に対し、教員会議の議を経て学院長は除籍を命ずることができる。

- (1) 学則第 6 条に定める在学期間を超えた者
- (2) 授業料等の納入を長期間怠り、督促してもなお納入しない者

(3) 学則第17条に規定する休学期間満了日までに復学、休学の継続、退学のうちいずれかの手続きを願入れない者

(4) 長期間にわたり所在不明の者

(5) 保証人により死亡又は行方不明の届出があった者

(6) 理学療法士及び作業療法士法並びに言語聴覚士法第4条、社会福祉士及び介護福祉士法第3条に該当する者

学費未納による除籍決定までの日程

	前 期	後 期
納付期限	4月10日	10月10日
督促納付期限	6月1日	12月1日
除籍者確定	6月10日	12月10日
教員会議の承認	6月中旬	12月中旬
除籍日	6月30日	12月30日
除籍通知発送	除籍日の翌日	除籍日の翌日

(本学の命ずる退学)

第38条 次の各号の1に該当する学生に対し、教員会議の議を経て学院長は退学を命ずることができる。

(1) 学則第6条に定める在学期間を超えた者

(2) 授業料等の納入を怠り督促してもなお納入しない者

(3) 学則第17条に規定する休学期間満了日の期間を超えてなお復学手続きしない者

(4) 理学療法士及び作業療法士法、言語聴覚士法第4条、社会福祉士及び介護福祉士法第3条に該当する者

(5) 本学則又は学院長が定める規則を守らず、注意しても正さない者

(6) 本学の授業もしくは秩序を乱し、風紀もしくは名声を損なう行為をした者又はこれらの行為をするおそれのある者

第9章 健康管理

(健康診断)

第39条 本学においては学生の健康保持のため定期健康診断を年1回行う。

第10章 附帯教育

第40条 本学の附帯教育は、次のとおりとする。

学科名（講座名）	昼夜 通信	修業 月数	授業時間 数/週	総授業 時間数	入学 定員	年間 募集 回数	総定 員
介護職員初任者研修	昼	3か月	5～8時間	130時間	40名	2回	80名
介護福祉士実務者研修	通信	6か月	週1/10日	462時間	40名	2回	80名

2 附帯教育の授業料等は、次のとおりとする。

(1) 介護職員初任者研修

講義代（この他、テキスト代実費）

一般	青梅商工会会員	入学準備プログラム
72,700円	55,000円	43,700円

(2) 介護福祉士実務者研修

講義代（この他、テキスト代実費）

保有資格	一般	青梅商工会会員・学生
無資格/ホームヘルパー3級(462時間)	140,000円	120,000円
介護職員初任者研修/ホームヘルパー2級(332時間)	90,000円	80,000円
ホームヘルパー1級(107時間)	70,000円	55,000円
介護職員基礎研修(62時間)	40,000円	30,000円

*青梅商工会会員とは、青梅商工会議所の当該年度所属会員となる。

*入学準備プログラムとは、本学の入学試験に合格手続きされた次

年度の入学予定者に対して、事前準備の一環として行うものをいう。

第 1 1 章 雑 則

(その他の事項)

第 4 1 条 本学則の実施細則及び本学及び本学科の運営に必要なその他の事項は、学院長が別に定める。

(掲示)

第 4 2 条 本学及び本学科の学生に対する通知は、原則として本学の所定の掲示板への掲示によって行う。

附則

この学則は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

なお、令和元年度以前の入学者については、従前の学則による。

入学者については、従前の学則による。

附則

この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

なお、第 3 0 条の改訂は令和 5 年度からの入学者より適用し、令和 4 年度以前の入学者については、従前の例による。

附則

この学則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。